



話題 1

釧路都心部まちづくり計画について

- ・ 釧路都心部のまちづくりの課題
- ・ 「釧路都心部まちづくり計画(事業構想編)」の基本計画
- ・ J R 釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討
- ・ 今後のスケジュール



1 釧路都心部のまちづくりの課題

P1

課題① 都心部の活気が低下し、衰退が止まらない！

- ・ 自動車の急速な普及
- ・ 大型ショッピングセンターの市街地郊外への出店
- ・ 急激な人口減少と少子高齢化



お店が減り、空きテナント、空きビルが増加

●北大通の移り変わり

昭和30年代
(1955年～1964年)



人口(S35国調) 約182,000人

昭和50年代
(1975年～1984年)



人口(S55国調) 約227,000人

令和7年
(2025年)



人口(R7.4住基) 約153,000人

1 釧路都心部のまちづくりの課題

P2

課題② 鉄道南北をつなぐ跨線橋の老朽化が進んでいる！

- ・ 跨線橋とは、道路が鉄道線路の上を越えるための橋
- ・ 北中跨線橋は、供用から52年が経過している
- ・ 旭跨線橋は、供用から60年が経過している



近い将来、架け替えが必要



1 釧路都心部のまちづくりの課題

P3

北中跨線橋と旭跨線橋を架け替えたら・・・

①ふたつの跨線橋を架け替えるには、多額の費用がかかります。さらに！

- ・ロードヒーティング、橋梁補修などの維持管理費がかかります
- ・老朽化が進むと、再度、架け替えが必要となります

②鉄道高架の整備はできないため、駅周辺の再開発が困難となります

- ・「にぎわい」をつくることができず、都心部の現状は変わりません
- ・民間開発の期待感は低下し、民間活力の誘導は困難となります
- ・公共交通の利便性などは、現状と変わりません
- ・救急搬送、津波避難などの新たなルートは増えません



跨線橋を架け替えるだけでは、都心部は現状と変わりません！
都心部に、「にぎわい」をつくる、まちづくりが必要です！！



イラスト：「釧路都心部まちづくり計画（基本構想編）」より

2 「釧路都心部まちづくり計画(事業構想編)」の基本方針(2021(R3)年3月策定)

P4

都心部は市民生活の中心・来訪者の玄関口として
みんなが憩い楽しみ、訪れやすいまち

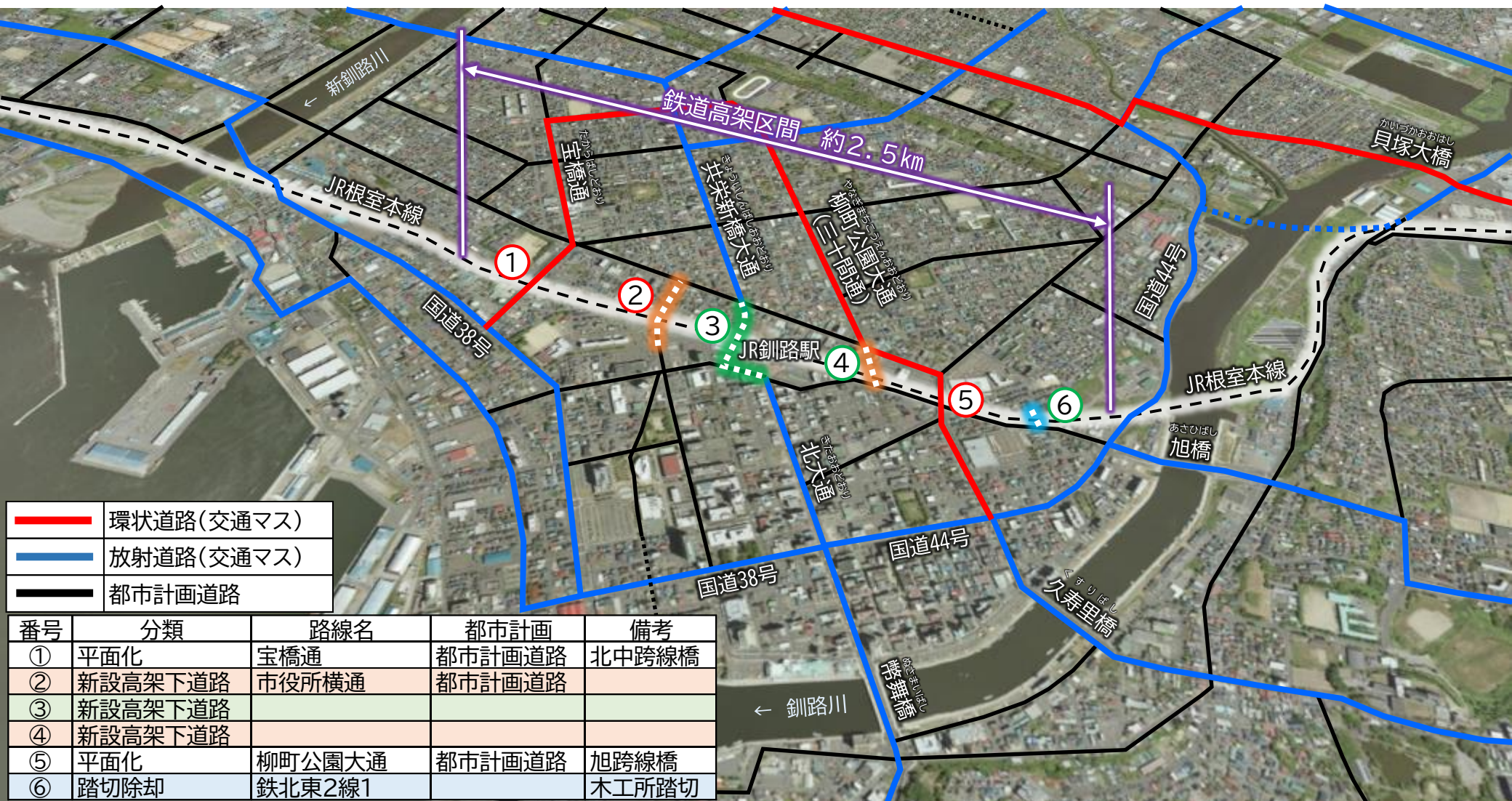
- 鉄道高架を基本とし、鉄道南北の市街地の一体化を図ることで、人と公共交通が中心のにぎわいの拠点を形成します
- 公共交通でも自動車でも訪れやすく、居心地がよく、歩きたくなるまちなかを形成します
- 市民や民間事業者と連携し、地域に根差した空間づくり、にぎわいの拠点づくりを進めます
- 道路網をわかりやすく再編することで、防災・減災に資するまちづくりを進めます



3 JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討

P5

「釧路都心部まちづくり計画（事業構想編）」の現在の計画



- ・ JR駅周辺で鉄道南北をつなぐ道路は、現在は3路線（①北中跨線橋、⑤旭跨線橋、⑥木工所踏切）
- ・ 鉄道高架により、新設高架下道路（②、③、④）を整備。鉄道南北をつなぐ道路は、3路線→6路線

3 JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討

P6

市役所横通の整備イメージ(P5図中の②)



3 JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討

P7

柳町公園大通（三十間通）延伸の整備イメージ（P5図中の④）



3

JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討

P8

新設高架下道路

新設高架下道路
(L字型バス専用)

新設高架下道路
(直線化)

歩行者自由通路

ウォーカブル

新たな土地利用を
想定した街区

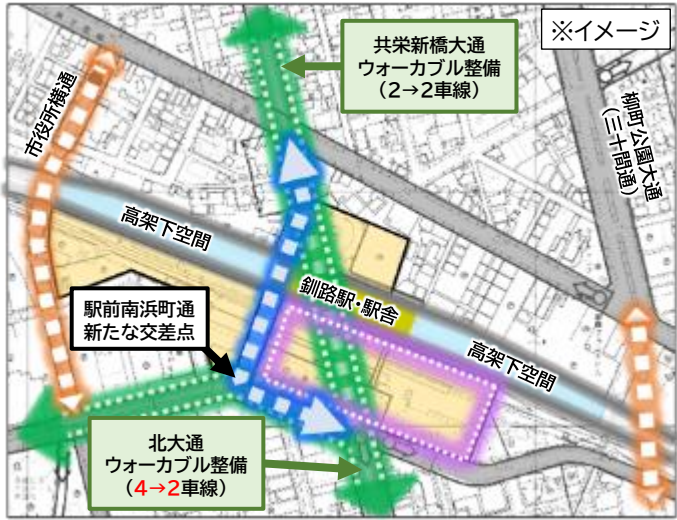
駅南側の大街区

高架下空間

※公共公益施設、交通施設（バス乗降場、一般短時間、駐車場、タクシープール、駐輪場など）は、新たな土地利用を想定した街区および高架下空間に配置

A案(L字型バス専用)※「釧路都心部まちづくり計画」

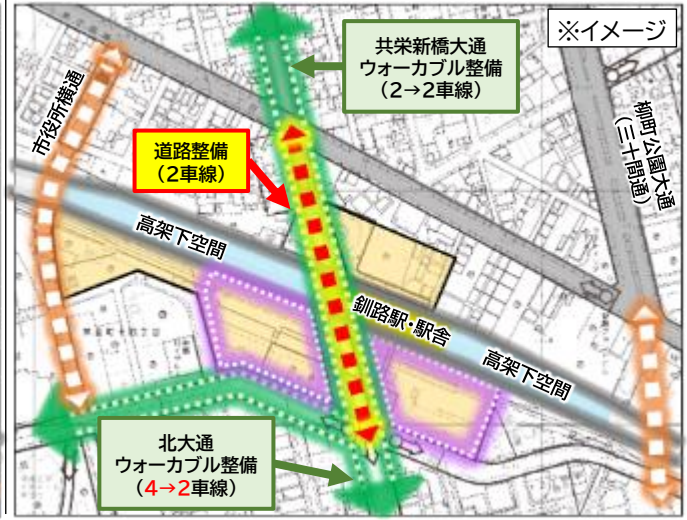
- 【基本方針】
- ・人と公共交通を中心とした歩きやすく
居心地のよい街路空間の形成（ウォーカブル）



B案(2車線直線化)

- 【基本方針】
- ・人と公共交通と車の調和のとれた歩きやすく
居心地のよい街路空間の形成（ウォーカブル）

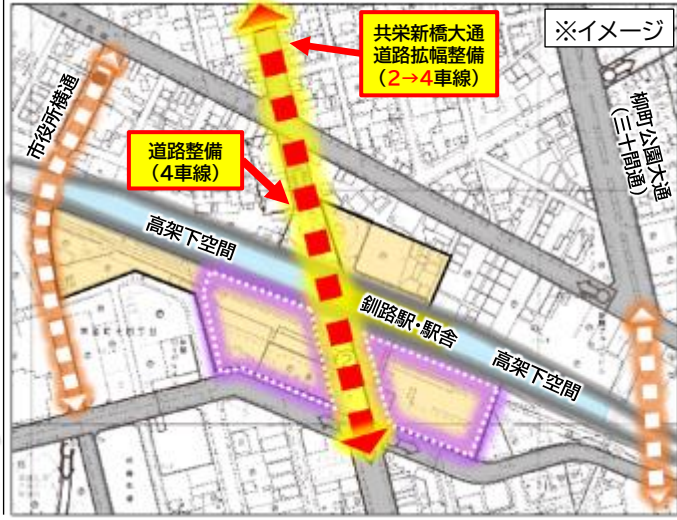
・鉄道南北の一体化を図り、都心部に訪れる人の利便性向上



C案(4車線直線化)

- 【基本方針】
- ・南北の一体化を図り、自動車で都心部に訪れる人の
利便性向上

・都心部全体の道路交通ネットワークを最大限に強化



分類	項目	A案（L字型バス専用）		B案（2車線直線化）		C案（4車線直線化）	
		内容	評価	内容	評価	内容	評価
土地利用	1 駅南側の大街区	まちの顔となる駅南側に一体的な大街区をつくらることができる	◎	まちの顔となる駅南側大街区が道路によって分断されるが、一定程度の大きさの街区をつくらることができる	○	まちの顔となる駅南側大街区が道路によって分断されるが、一定程度の大きさの街区をつくらることができる	○
自動車交通	1 道路網のわかりやすさ、駅周辺施設へのアクセス性	北大通と共栄新橋大通を真つすぐ通行できず、迂回が生じ、わかりづらく、駅周辺施設へのアクセス性は向上しない	△	北大通と共栄新橋大通を真つすぐ通行でき、わかりやすく、駅周辺施設へのアクセス性は向上する	◎	北大通と共栄新橋大通を真つすぐ通行でき、わかりやすく、駅周辺施設へのアクセス性は向上する	◎
	2 北大通と共栄新橋大通を行き交う交通量		—	北大通と共栄新橋大通を行き交う自動車交通量は増える	○	北大通と共栄新橋大通を行き交う自動車交通量は大きく増える	◎
	3 その他	駅南浜町通に新たな交差点が発生し、交通の流れが悪くなる可能性がある	△		—	4車線道路を整備するために、共栄新橋大通の道路拡幅が必要となる	×
公共交通歩行者	1 居心地のよい空間形成	駅前とは人と公共交通のみとなり、居心地のよい空間を形成することができる	◎	道路により駅周辺が東西に分断されるが、2車線のため居心地のよい空間を形成することができる	○	4車線道路により駅周辺は分断され、居心地のよい空間を形成することが難しい	△
事業推進	1 スケジュール	既存計画のままのため、大きな遅れなく進めることができる	◎	既存計画の見直しに、1年程度の期間を必要とする	○	既存計画の見直しに、3年程度の期間を必要とする	×

3 JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討

P9

新設高架下道路

新設高架下道路
(L字型バス専用)

新設高架下道路
(直線化)

歩行者自由通路

ウォーカブル

新たな土地利用を
想定した街区

駅南側の大街区

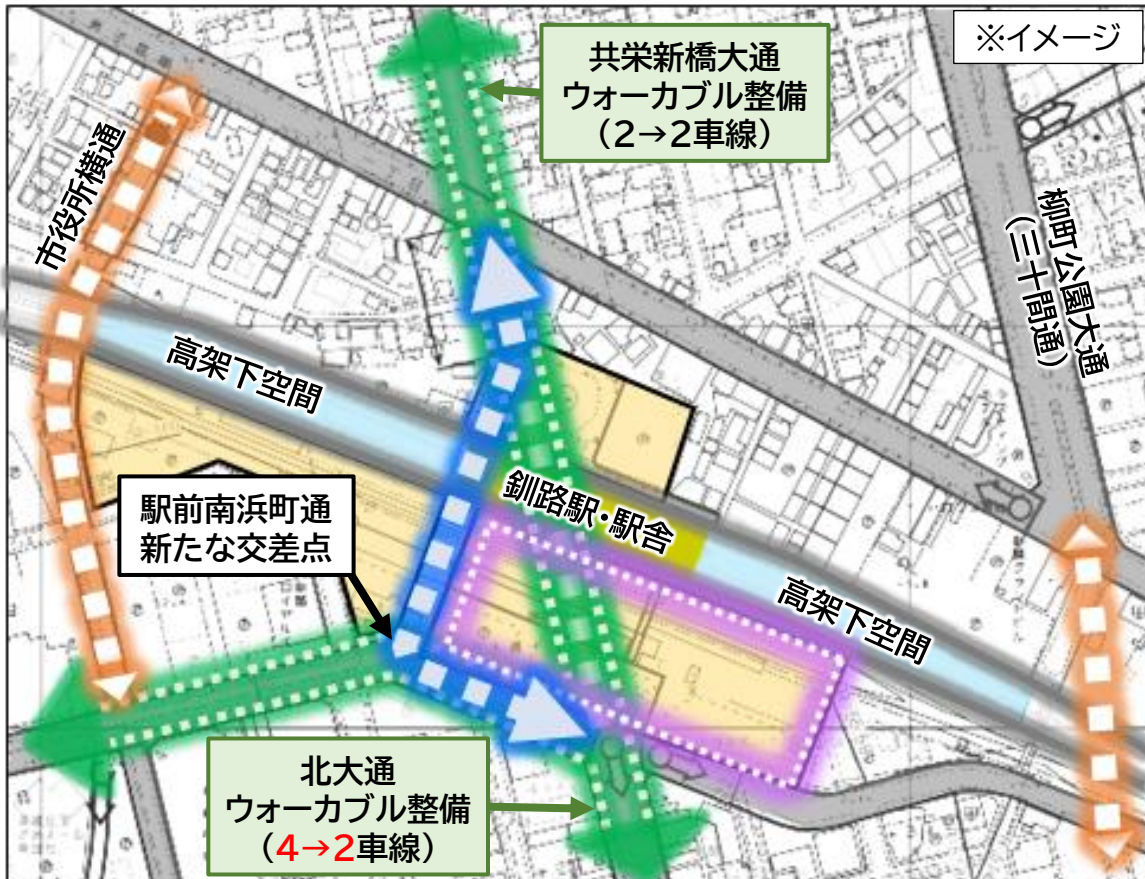
高架下空間

※公共公益施設、交通施設（バス乗降場、一般短時間、駐車場、タクシープール、駐輪場など）は、新たな土地利用を想定した街区および高架下空間に配置

A案(L字型バス専用)※「釧路都心部まちづくり計画(事業構想編)」

【基本方針】

- ・人と公共交通を中心とした歩きやすく、居心地のよい街路空間の形成（ウォーカブル）



分類	項目	A 案（L 字型バス専用）	
		内容	評価
土地利用	1 駅南側の大街区	まちの顔となる駅南側に一体的な大街区をつることができる	◎
自動車交通	1 道路網のわかりやすさ、駅周辺施設へのアクセス性	北大通と共栄新橋大通を真つすぐ通行できず、迂回が生じ、わかりづらく、駅周辺施設へのアクセス性は向上しない	△
	2 北大通と共栄新橋大通を行き交う交通量		—
	3 その他	駅前南浜町通に新たな交差点が発生し、交通の流れが悪くなる可能性がある	△
公共交通歩行者	1 居心地のよい空間形成	駅前人は人と公共交通のみとなり、居心地のよい空間を形成することができる	◎
事業推進	1 スケジュール	既存計画のままのため、大きな遅れなく進めることができる	◎

- ・駅の南側に大きな駅前広場をつることができる
- ・ウォーカブルなまちづくりができる

3 JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討

P10

新設高架下道路

新設高架下道路
(L字型バス専用)

新設高架下道路
(直線化)

歩行者自由通路

ウォーカブル

新たな土地利用を
想定した街区

駅南側の大街区

高架下空間

※公共公益施設、交通施設（バス乗降場、一般短時間、駐車場、タクシープール、駐輪場など）は、新たな土地利用を想定した街区および高架下空間に配置

A案(西側L字型バス専用)※「釧路都心部まちづくり計画(事業構想編)」における最新の検討状況

【基本方針】

・人と公共交通を中心とした歩きやすく、居心地のよい街路空間の形成（ウォーカブル）

分類	項目	A 案（L 字型バス専用）	
		内容	評価
土地利用	1 駅南側の大街区	まちの顔となる駅南側に一体的な大街区をつることができる	◎
	1 道路網のわかりやすさ、駅周辺施設へのアクセス性	北大通と共栄新橋大通を真つすぐ通行できず、迂回が生じ、わかりづらく、駅周辺施設へのアクセス性は向上しない	△
自動車交通	2 北大通と共栄新橋大通を行き交う交通量		—
	3 その他	駅前南浜町通に新たな交差点が発生し、交通の流れが悪くなる可能性がある	△
公共交通歩行者	1 居心地のよい空間形成	駅前人は人と公共交通のみとなり、居心地のよい空間を形成することができる	◎
事業推進	1 スケジュール	既存計画のままのため、大きな遅れなく進めることができる	◎

・駅前南浜町通に新たな交差点の発生はしない、駅南側の大街区がさらに広がる

・バスと一般車の通行が輻輳する（赤色の線）、土地区画整理の範囲（赤色の円）を広げる必要が生じる

3 JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討

P11

新設高架下道路

新設高架下道路
(L字型バス専用)

新設高架下道路
(直線化)

歩行者自由通路

ウォーカブル

新たな土地利用を
想定した街区

駅南側の大街区

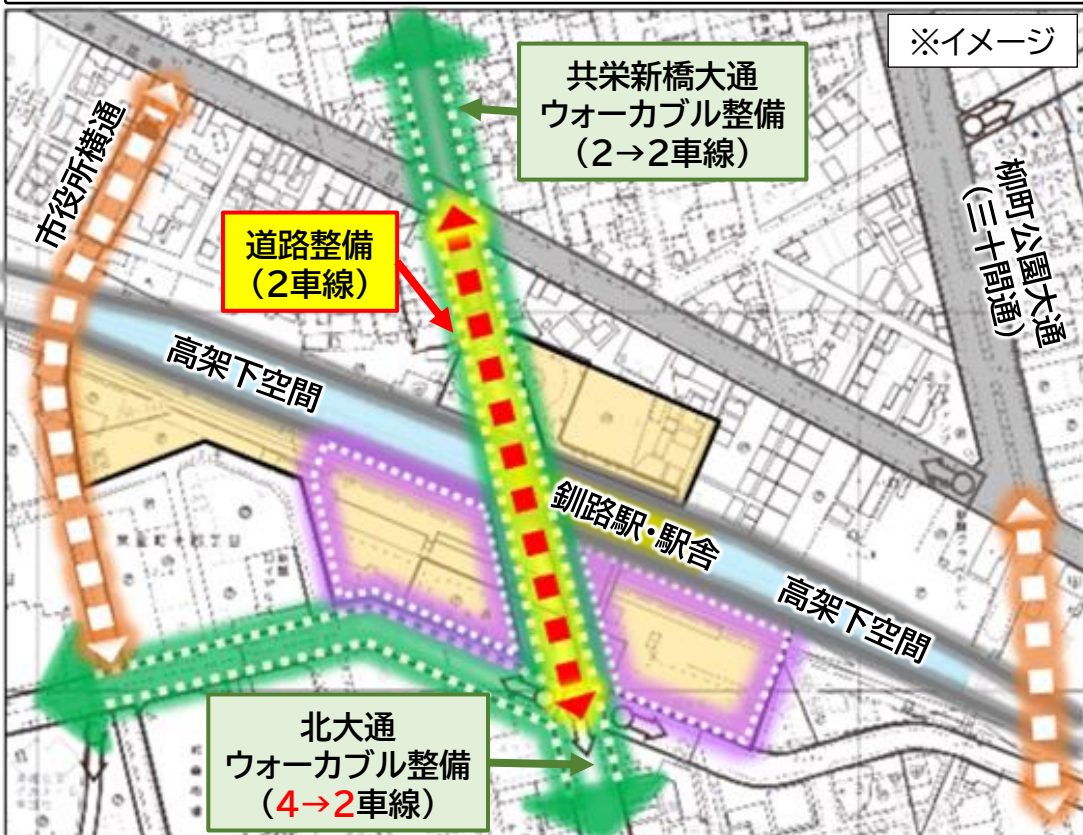
高架下空間

※公共公益施設、交通施設（バス乗降場、一般短時間、駐車場、タクシープール、駐輪場など）は、新たな土地利用を想定した街区および高架下空間に配置

B案(2車線直線化)

【基本方針】

- ・ 人と公共交通と車の調和のとれた歩きやすく居心地のよい街路空間の形成（ウォーカブル）
- ・ 鉄道南北の一体化を図り、都心部に訪れる人の利便性向上



分類	項目	B案（2車線直線化）	
		内容	評価
土地利用	1 駅南側の大街区	まちの顔となる駅南側大街区が道路によって分断されるが、一定程度の大きさの街区をつくることができる	○
	1 道路網のわかりやすさ、駅周辺施設へのアクセス性	北大通と共栄新橋大通を真っすぐ通行でき、わかりやすく、駅周辺施設へのアクセス性は向上する	◎
自動車交通	2 北大通と共栄新橋大通を行き交う交通量は増える	北大通と共栄新橋大通を行き交う自動車交通量は増える	○
	3 その他		—
公共交通歩行者	1 居心地のよい空間形成	道路により駅周辺が東西に分断されるが、2車線のため居心地のよい空間を形成することができる	○
事業推進	1 スケジュール	既存計画の見直しに、1年程度の期間を必要とする	○

- ・ 道路網がわかりやすく、鉄道南北のアクセス性が向上する
- ・ ウォーカブルなまちづくりができる

3 JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討

P12

新設高架下道路

新設高架下道路
(L字型バス専用)

新設高架下道路
(直線化)

歩行者自由通路

ウォーカブル

新たな土地利用を
想定した街区

駅南側の大街区

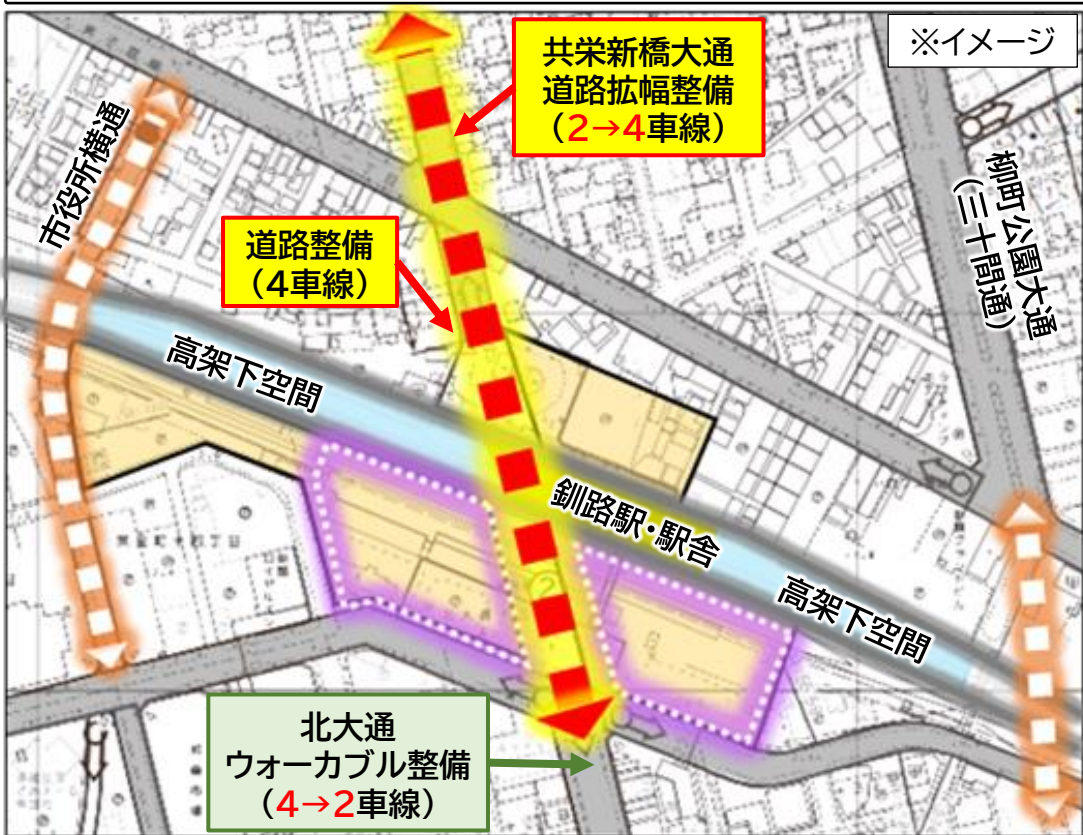
高架下空間

※公共公益施設、交通施設（バス乗降場、一般短時間、駐車場、タクシープール、駐輪場など）は、新たな土地利用を想定した街区および高架下空間に配置

C案(4車線直線化)

【基本方針】

- ・ 南北の一体化を図り、自動車で都心部に訪れる人の利便性向上
- ・ 都心部全体の道路交通ネットワークを最大限に強化



※イメージ

市役所横通

道路整備
(4車線)

高架下空間

釧路駅・駅舎

高架下空間

北大通
ウォーカブル整備
(4→2車線)

共栄新橋大通
道路拡幅整備
(2→4車線)

柳町公園大通
(三十間通)

分類	項目	C 案（4車線直線化）	
		内容	評価
土地利用	1 駅南側の大街区	まちの顔となる駅南側大街区が道路によって分断されるが、一定程度の大きさの街区をつくることができる	○
	1 道路網のわかりやすさ、駅周辺施設へのアクセス性	北大通と共栄新橋大通を真っすぐ通行でき、わかりやすく、駅周辺施設へのアクセス性は向上する	◎
自動車交通	2 北大通と共栄新橋大通を行き交う交通量	北大通と共栄新橋大通を行き交う自動車交通量は大きく増える	◎
	3 その他	4車線道路を整備するために、共栄新橋大通の道路拡幅が必要となる	×
公共交通歩行者	1 居心地のよい空間形成	4車線道路により駅周辺は分断され、居心地のよい空間を形成することが難しい	△
事業推進	1 スケジュール	既存計画の見直しに、3年程度の期間を必要とする	×

- ・ 駅周辺の交通量を最大限に増やすことができる
- ・ 共栄新橋大通の拡幅整備（2車線→4車線）が必要になる

3

JR釧路駅直近の新たな高架下道路の比較検討(再掲)

P13

新設高架下道路

新設高架下道路
(L字型バス専用)

新設高架下道路
(直線化)

歩行者自由通路

ウォーカブル

新たな土地利用を
想定した街区

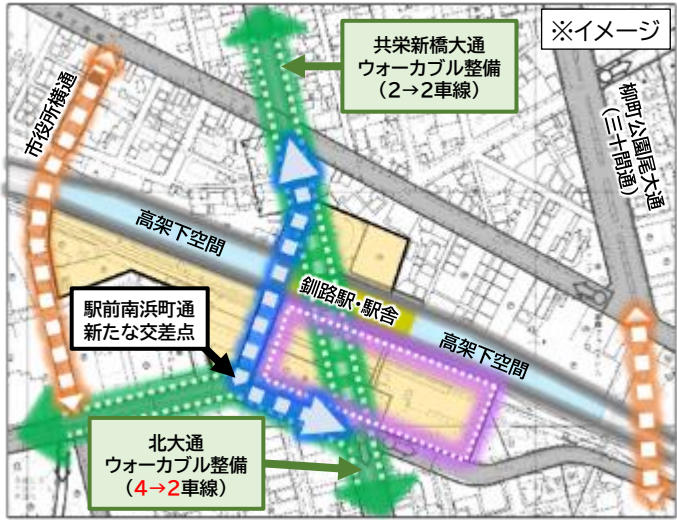
駅南側の大街区

高架下空間

※公共公益施設、交通施設（バス乗降場、一般短時間、駐車場、タクシープール、駐輪場など）は、新たな土地利用を想定した街区および高架下空間に配置

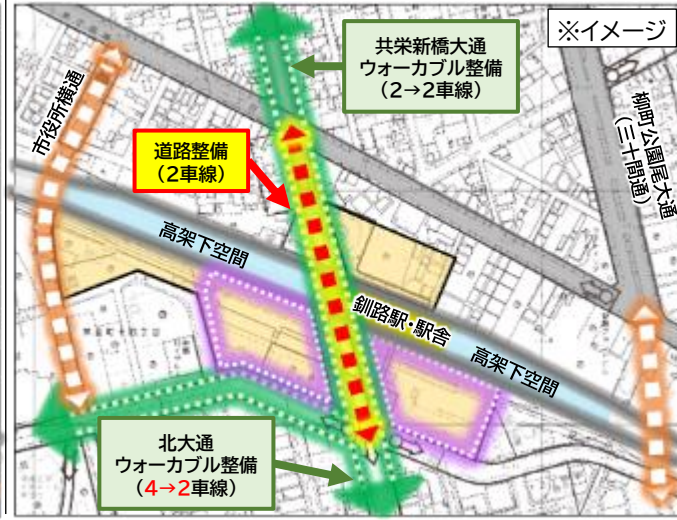
A案(L字型バス専用)※既存計画

- 【基本方針】
- ・人と公共交通を中心とした歩きやすく居心地のよい街路空間の形成（ウォーカブル）



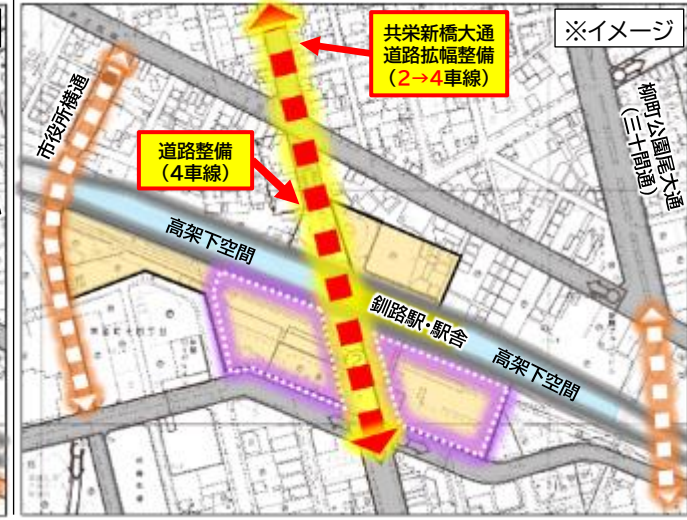
B案(2車線直線化)

- 【基本方針】
- ・人と公共交通と車の調和のとれた歩きやすく居心地のよい街路空間の形成（ウォーカブル）
 - ・鉄道南北の一体化を図り、都心部に訪れる人の利便性向上



C案(4車線直線化)

- 【基本方針】
- ・南北の一体化を図り、自動車で都心部に訪れる人の利便性向上
 - ・都心部全体の道路交通ネットワークを最大限に強化



分類	項目	A案（L字型バス専用）		B案（2車線直線化）		C案（4車線直線化）	
		内容	評価	内容	評価	内容	評価
土地利用	1 駅南側の大街区	まちの顔となる駅南側に一体的な大街区をつくらることができる	◎	まちの顔となる駅南側大街区が道路によって分断されるが、一定程度の大きさの街区をつくらることができる	○	まちの顔となる駅南側大街区が道路によって分断されるが、一定程度の大きさの街区をつくらることができる	○
自動車交通	1 道路網のわかりやすさ、駅周辺施設へのアクセス性	北大通と共栄新橋大通を真つすぐ通行できず、迂回が生じ、わかりづらく、駅周辺施設へのアクセス性は向上しない	△	北大通と共栄新橋大通を真つすぐ通行でき、わかりやすく、駅周辺施設へのアクセス性は向上する	◎	北大通と共栄新橋大通を真つすぐ通行でき、わかりやすく、駅周辺施設へのアクセス性は向上する	◎
	2 北大通と共栄新橋大通を行き交う交通量		—	北大通と共栄新橋大通を行き交う自動車交通量は増える	○	北大通と共栄新橋大通を行き交う自動車交通量は大きく増える	◎
	3 その他	駅南浜町通に新たな交差点が発生し、交通の流れが悪くなる可能性がある	△		—	4車線道路を整備するために、共栄新橋大通の道路拡幅が必要となる	×
公共交通歩行者	1 居心地のよい空間形成	駅前人は人と公共交通のみとなり、居心地のよい空間を形成することができる	◎	道路により駅周辺が東西に分断されるが、2車線のため居心地のよい空間を形成することができる	○	4車線道路により駅周辺は分断され、居心地のよい空間を形成することが難しい	△
事業推進	1 スケジュール	既存計画のままのため、大きな遅れなく進めることができる	◎	既存計画の見直しに、1年程度の期間を必要とする	○	既存計画の見直しに、3年程度の期間を必要とする	×

4 今後のスケジュール(市民説明、意見募集、新設高架下道路方針決定)

P14

以下の日程で、市政懇談会および市民説明会を開催しています。

項目	回	日 時		場 所
市政 懇談会	1	7月7日 (月)	午後2時 ～ 午後3時30分	昭和会館大広間
	2	7月8日 (火)	午後2時 ～ 午後3時30分	寿生活館集会室
	3	7月9日 (水)	午後2時 ～ 午後3時30分	はまなす会館大広間
	4	7月9日 (水)	午後6時 ～ 午後7時30分	まなぼっと幣舞705・706号室
	5	7月22日 (火)	午後6時 ～ 午後7時30分	音別町コミュニティセンター研究室1・2・3
	6	7月24日 (木)	午後3時 ～ 午後4時30分	阿寒湖まりむ館会議室トーラサンペ・ユーカラ
	7	7月24日 (木)	午後6時 ～ 午後7時30分	阿寒町公民館1階大ホール
市民 説明会	1	7月18日 (金)	午後6時 ～ 午後7時30分	交流プラザさいわい3階大ホール
	2	7月23日 (水)	午後2時 ～ 午後3時30分	コア大空学習室兼会議室A・B
	3	8月1日 (金)	午後2時 ～ 午後3時30分	コア鳥取学習室兼会議室A・B

【意見募集中】

駅直近の高架下道路の整備方針を中心に、「釧路都心部まちづくり計画」について、意見を募集しています。

- ・ 募集期間 7月7日（月曜日）～8月3日（日曜日）

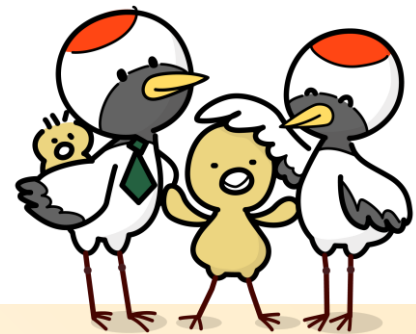
※詳しくは、別途、お配りしています、意見募集用紙をご覧ください

- ・ 8月下旬に、有識者との意見交換
- ・ 9月定例市議会までに、新設高架下道路の整備方針について決定

話題 2

釧路市自然と太陽光発電施設の 調和に関する条例の制定について

- ・ 条例制定に向けた経過
- ・ 条例案の内容
- ・ 条例制定に向けた今後のスケジュール



条例制定に向けた経過

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 令和5年7月 | 「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定 |
| 令和6年4月 | 定例記者懇談会において条例化について検討する旨、表明 |
| 令和6年6月 | 環境審議会へ条例のあり方を諮問 |
| 令和7年2月 | 環境審議会から条例のあり方について答申 |
| 令和7年4月～ | 希少な野生生物の専門家との協議を継続中 |
| 令和7年6月 | 釧路市議会6月定例会において条例案を提示 |



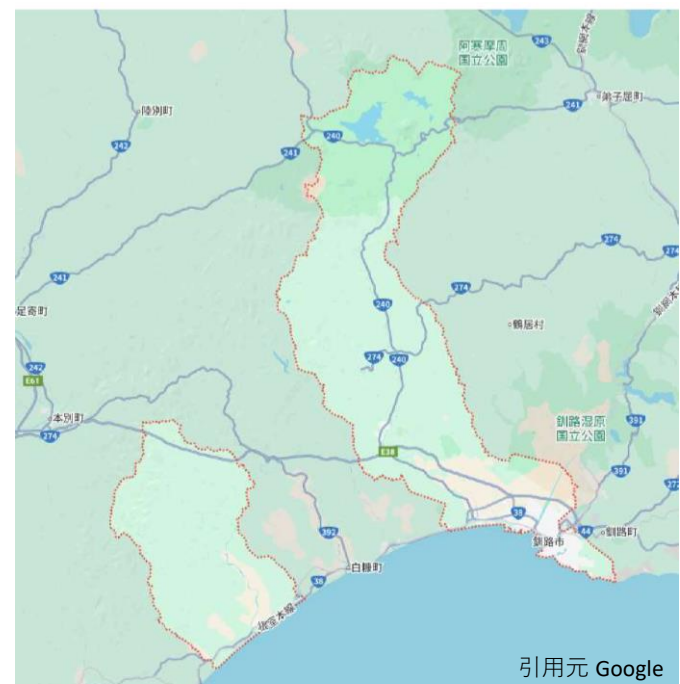
条例案の内容①

許可制の導入

市内全域が対象

禁止区域の指定

法令等の規定により太陽光発電施設の建設が規制されているエリアを**禁止区域**に指定



引用元 Google



条例案の内容②

事業者が義務として行うこと

- ・ 許可申請前の事前協議
- ・ 住民説明会
- ・ 廃棄費用の積立て
- ・ 損害賠償責任保険加入



事業者が条例を遵守しなかった場合

是正の**勧告**・**命令**、**公表**の措置を行う



条例案の内容③



「特定保全種」及び「特別保全区域」の指定

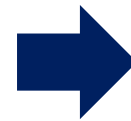
特定保全種…湿原を主な生息地とし、釧路湿原を象徴する希少な野生生物の5種を指定
(タンチョウ、オジロワシ、チュウヒ、オオジシギ、キタサンショウウオ)

特別保全区域…特定保全種5種すべての生息可能性が高いエリア
釧路湿原国立公園南側の市街化調整区域の範囲を指定

特定保全種の保全のための措置を義務付け

特別保全区域内での事業については、特定保全種の生息等調査や
保全計画書を作成。

- ・ 保全計画の内容が不十分
- ・ 特定保全種に対し重大な影響を及ぼすおそれがある



設置を許可しない

条例制定に向けた今後のスケジュール

令和7年7月～8月 パブリックコメントによる
意見の募集

令和7年9月 条例案の提案

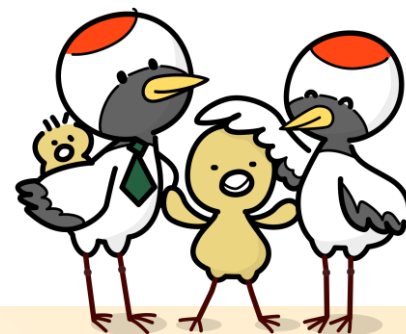
令和8年1月 条例施行（予定）



話題3

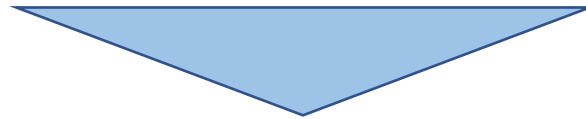
釧路市の財政状況及び 事務事業の見直しについて

- ・ 釧路市をとりまく社会情勢の変化
- ・ 決算収支の推移と要因
- ・ 今後の財政収支試算と事務事業の見直し



釧路市をとりまく社会情勢の変化

日本の社会情勢は、少子高齢化や人口減少に加え、近年では「物価高騰」「人材不足」「デジタル技術の進展」などにより急激に変化しており、行政サービスにおいても大きな転換が必要となってきています。



特に「物価高騰」や「人材不足」により、社会全体で物の値段や人件費が高騰しており、釧路市の市政運営にも大きな影響を与えています。



釧路市においては、歳出（支出）が増える一方で、歳入（収入）の増が小さいことから、将来的に行政サービスの維持が困難となることが想定されます。

そのため、様々な見直しを進めることで、社会情勢の変化に対応した市政運営に転換し、行政サービスの水準を将来世代に受け継ぐ必要があります。

決算収支の推移と要因

【決算収支の推移】

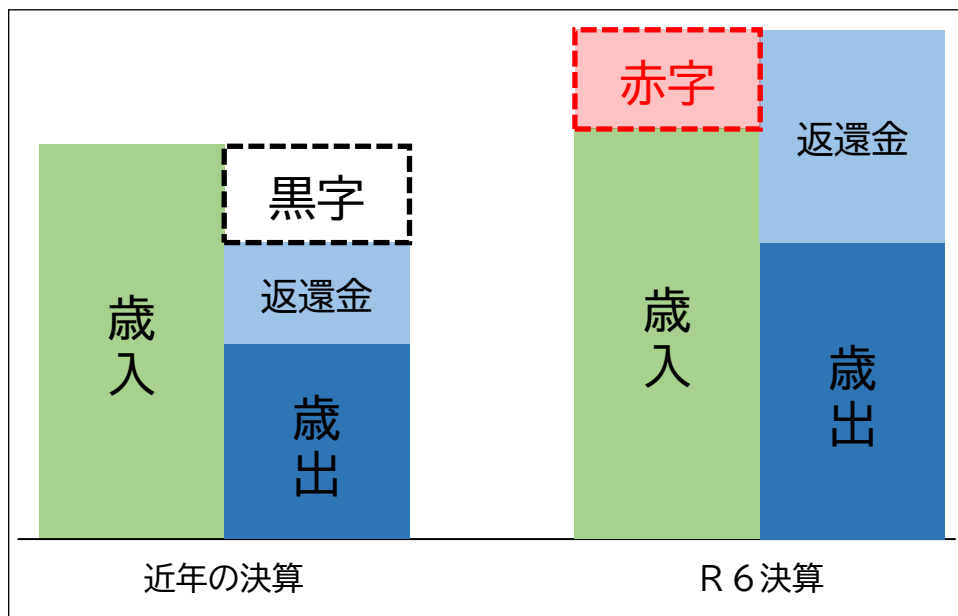
(単位：億円)

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
歳入 (+)	1,014	1,031	1,048
歳出 (-)	995	1,010	1,046
翌年度返還金 (-)	6	5	11
実質的な収支	13	16	△9

R 6 は R 5 までと異なり、
翌年度返還金※を含めると

実質的に 9 億円の赤字
となりました。

【近年の決算と R 6 決算の比較イメージ】



※翌年度返還金とは…

例えば、近年でいえば、新型コロナワクチン接種事業は全額国のお金で事業を実施しました。

翌年度返還金とは、そのような事業で、最初は「概算で1億円必要なので1億円ください。」と国に申請したものが、最終的には7千万円で足りたので、次の年に余った3千万円を国に返還するといったものです。

決算収支の推移と要因

【収支悪化の要因】

●歳出側の主な要因

- ・子育て関連事業や高齢者福祉事業などのサービスの充実による支出の増加。
- ・物価や人件費の上昇に伴う、施設管理費や各種委託料、工事請負費、職員費の増加。

など

●歳入側の主な要因

- ・市税や交付税などの歳入が歳出の増加と比べて小さい。
- ・施設管理費が増加しているが、施設使用料は据え置いている。

など

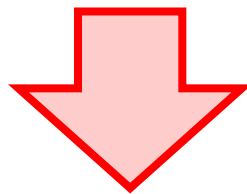
このまま収支悪化が拡大すると、市政運営が成り立たなくなるため、事務事業の見直しに着手する必要があります。

今後の財政収支試算と事務事業の見直し

【今後の財政収支試算】

(単位：億円)

	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込
歳入 (A) (市税・交付税など)	1,062	1,032	1,029	1,037	1,041
歳出 (B) (扶助費・施設管理費・人件費など)	1,090	1,058	1,053	1,073	1,087
差引収支 (C = A - B)	△28	△26	△24	△36	△46



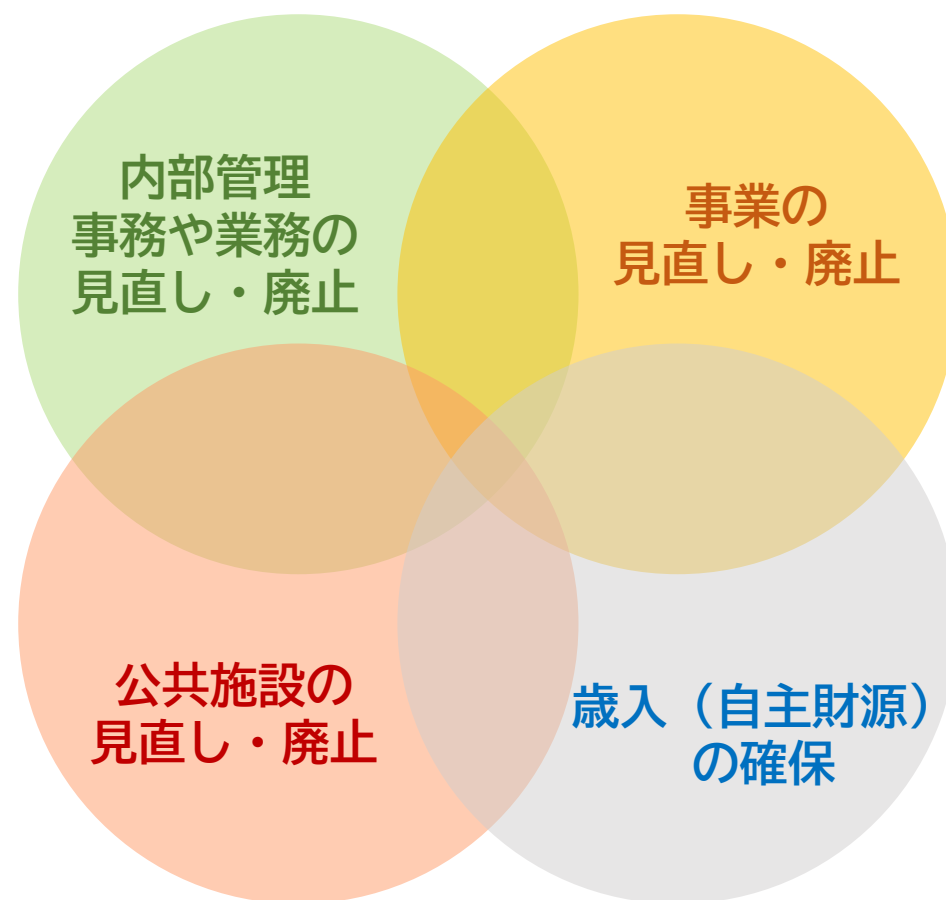
差引収支の(△)は基金(貯金)で穴埋めしなければならず、このままでは現在119億円ある基金もR11でなくなり、赤字決算となってしまう、その後も収支悪化が継続すると、「財政再生団体」となる恐れがあります。

今後の財政収支試算と事務事業の見直し

【事務事業の見直しの取組み内容】

見直しの取組み内容については、4つの項目について検討を行います。

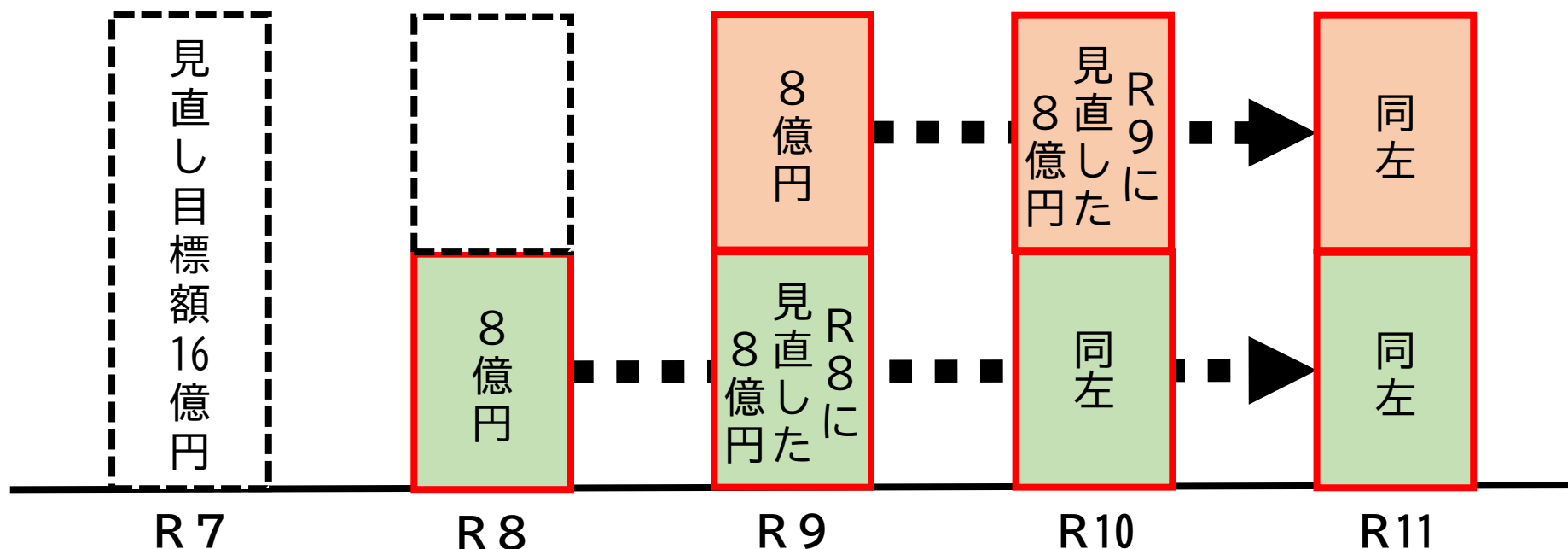
- ①内部管理事務や業務の見直し・廃止
- ②事業の見直し・廃止
- ③公共施設の見直し・廃止
- ④歳入（自主財源）の確保



今後の財政収支試算と事務事業の見直し

【事務事業の見直しの目標】

赤字を回避するためには、令和9年度までに最低限16億円（一般財源ベース）の見直しが必要であるため、令和8年度予算にて8億円、令和9年度予算にてさらに8億円の合計16億円の見直しを目標とします。



今後の財政収支試算と事務事業の見直し

【今後の財政収支試算（事務事業の見直し後）】

（単位：億円）

	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込
歳入（A） （市税・交付税など）	1,062	1,032	1,029	1,037	1,041
歳出（B） （扶助費・施設管理費・人件費など）	1,090	1,058	1,053	1,073	1,087
差引収支（C = A - B）	△28	△26	△24	△36	△46
基金繰入金（D） （貯金の取り崩し）	28	18	8	20	30
事務事業の見直し額（E）	0	8	16	16	16
貯金の取り崩しと事務事業の見直し後の差引収支（C + D + E）	0	0	0	0	0

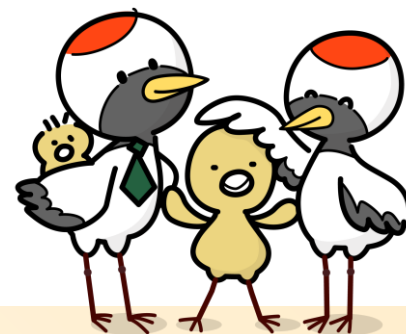


基金を活用しつつ、事務事業の見直しに取り組むことで、
R 1 1 決算においても赤字を回避できます。

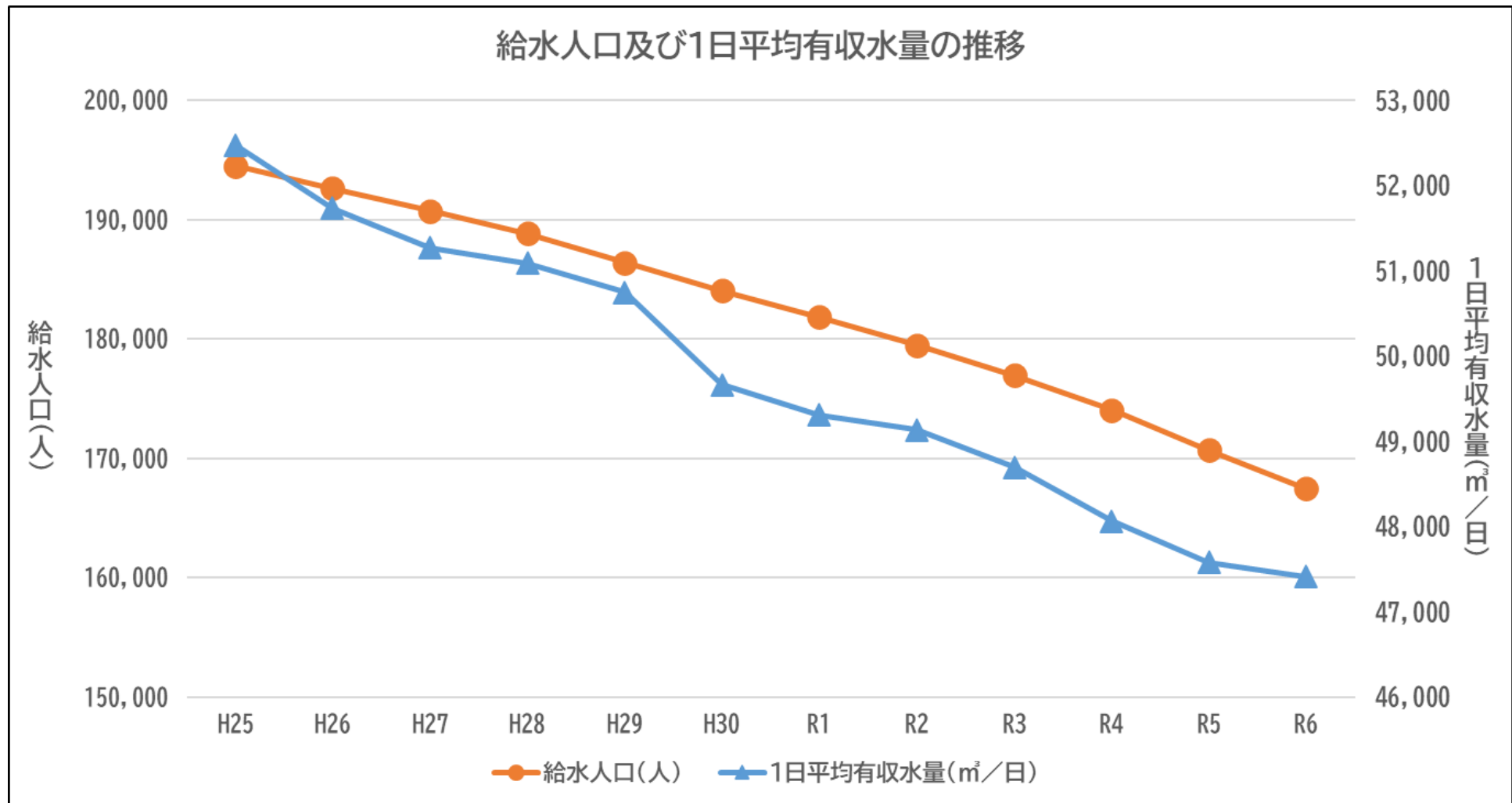
話題4

水道料金の改定について

- ・ 給水人口・1日平均有収水量の推移
- ・ 水道料金改定の仕組み
- ・ 1日あたりの家事用水道料金の比較

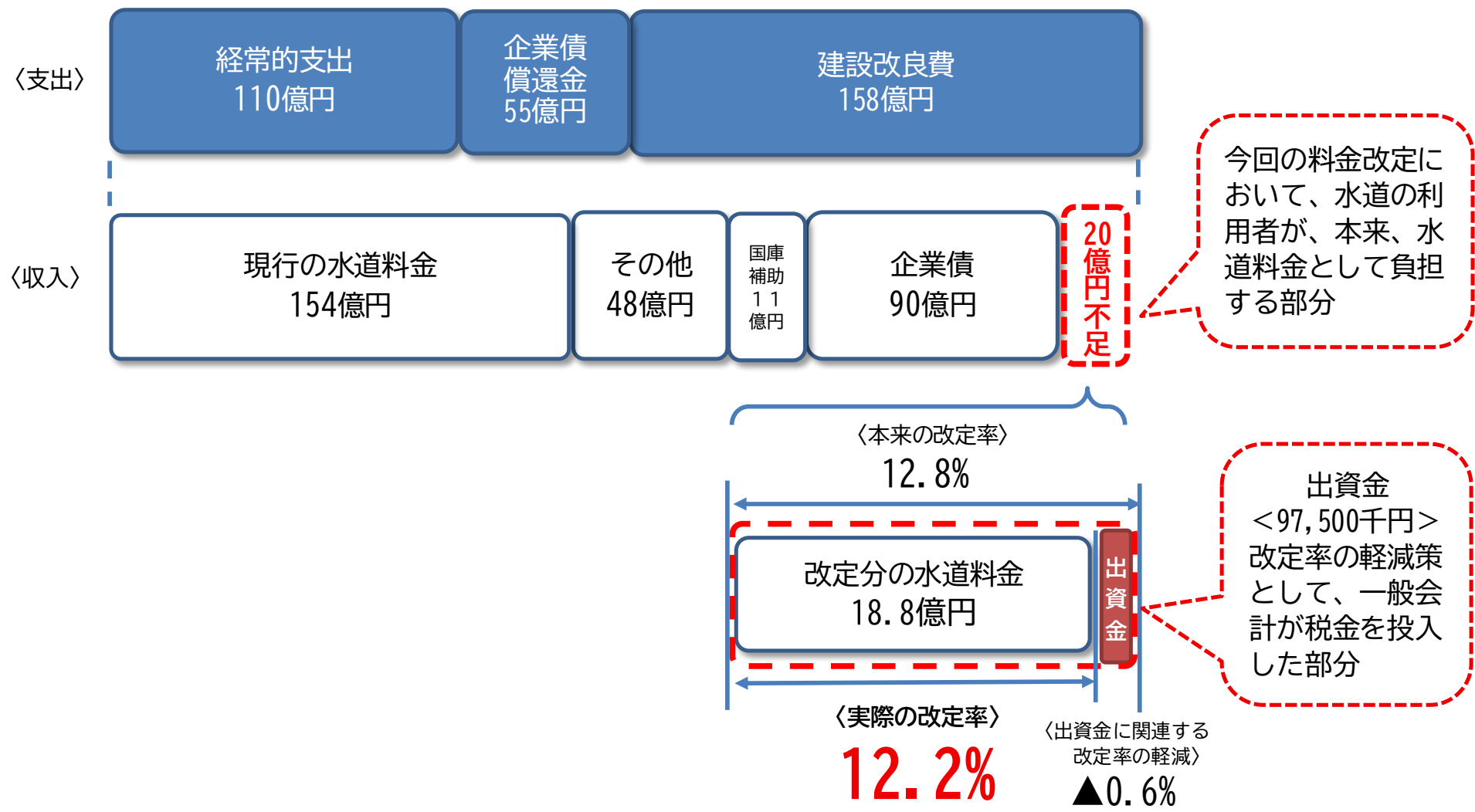


給水人口・1日平均有収水量の推移



水道料金改定の仕組み

料金算定期間(R8～R11)収支



1 か月あたりの家事用水道料金の比較



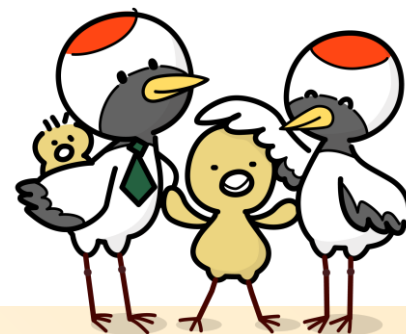
(税込 単位：円)

使用水量	5 m ³	10 m ³	15 m ³	20 m ³	25 m ³	30 m ³
現行料金	1,466	1,929	2,991	4,052	5,114	6,176
改定案	1,645	2,164	3,356	4,547	5,738	6,929
値上額	179	235	365	495	624	753

話題 5

阿寒湖温泉地区の取り組みについて

- ・ チュウルイ湾水草除去試験について
- ・ ヒグマ対策について



阿寒町（阿寒湖温泉地区）の取り組み

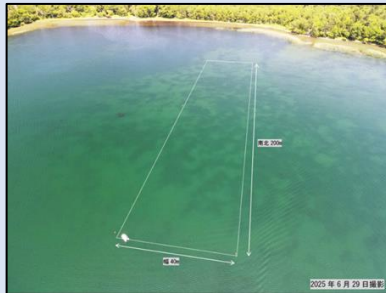
1. チュウルイ湾水草除去試験について

(1) 調査目的

「沖合の水草を除去することによって風波の侵入ならびに振動流が回復」し、その結果「緩集合化した球状マリモ群落が回復して健全な状態に戻る」ことを検証することで、球状マリモ集団の回復に必要な順応的管理手法の検討に資する情報を得ることを目的とする。

(2) スケジュール

R7. 6. 23～7. 10 機器の設置作業、マリモの採取と計測
(水草繁茂前)、水草除去
7～10月 経過観察、水草除去
10月 マリモの採取と計測(水草繁茂後)
12月 調査結果の評価(マリモ科学委員会)



◀6/29
除去前



▲ 水草除去試験箇所

◀7/9
除去後

2. ヒグマ対策

(1) 目撃情報

	R6	R7
本町地区	10件	3件
阿寒湖温泉地区	7件	4件

※R7.7.16現在

(2) 令和7年人里出没抑制等のためのヒグマ春期管理捕獲事業

【目的】

人里周辺に生息する個体に対して、人への警戒心を持たせることで、人里への出没抑制するとともに、ヒグマ対策に必要な人材の育成を図る。



実施期間	R 7.3.22～5.24
出動回数	本町地区5回 阿寒湖温泉地区5回
従事者数	熟練者10名 若手10名
実施方法	実施場所を決めて、ヒグマの痕跡及び個体を搜索する。
実績	捕獲・目撃・痕跡なし。